

千葉県立流山おおたかの森高等学校
いじめ防止基本方針

はじめに（基本理念）

いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、心豊かに、安心して様々な活動に取り組み、満足した学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめ防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に認識し、自らを律することができるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、全職員がいじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題の解決に真摯に取り組み、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条による。）

(2) いじめの基本認識

学校及び学校の教職員は、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識した上で、基本理念にのっとり、保護者、地域、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、以下の点に留意して学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われる時は適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

ア いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。

イ いじめはどの学校、どの生徒にも起こり得るものであり、起こった場所は学校の内外を問わないこと。

ウ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること。

エ いじめは様々な手段で行われ、気づきにくいところで行われることが多いこと。

オ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものであること。喧嘩は含まれないが、喧嘩や悪ふざけのように見える場合でも、いじめられた生徒の感じる被害性に注意して判断すること。

カ いじめはその行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の法規に抵触すること。

キ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、
一体となって取り組まなければならない問題であること。

ク いじめの認知は特定の教職員のみで行わず、組織を活用して行うこと。

(3) いじめの態様

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ケ その他

2 いじめ対策のための組織

(1) 学校がいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる組織として以下の役割を担う「いじめ防止対策推進委員会」を組織する。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく様々な取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに関する情報があった時には、「いじめ防止対策推進委員会」の一部に当該いじめ事案に関係する職員を加えた「いじめ対策委員会」を組織し、緊急会議を開いて、いじめに関する情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。

(2) 組織の構成

ア 「いじめ防止対策推進委員会」の構成は、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒会部主任、生徒指導部員（事務担当）とする。

必要に応じてスクールカウンセラー、人権委員会代表、国際部長等を加える。

イ 「いじめ対策委員会」の構成は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員、関係学年主任、担任、関係学年職員、養護教諭、その他必要に応じて、教務主任、部活動顧問、スクールカウンセラー等を加える。

3 いじめの未然防止

(1) いじめ防止啓発強化月間（毎年4月）における取組を強化するとともに日頃から学校全体で暴力や暴言を排除する指導を展開し、「いじめは絶対に許さない」校風を学校全体に広げて行く。

(2) 相談しやすく、少しの変化にも気づく風通しのよい学校環境づくりを推進する。

(3) 人権教育及び道徳教育の充実を図る。

- ア 全教科「わかる授業」の実践に取り組み、道徳教育・人権教育の推進を図り、「在り方・生き方」の指導と「自己を大切にし他人を思いやる心」「お互いの人格を尊重しあえる態度」の育成に努める。
 - イ 国際理解教育による外国人留学生等との交流や小中との連携事業等を通じて、自分と異なる立場の理解、自分の意思をはっきりと示すことを学ばせる。
 - ウ 「いのちを大切に作るキャンペーン」や「いじめゼロ宣言」などを活用し、生徒会活動等により、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し、「話す勇氣」・「止める勇氣」の醸成を図る。
 - エ インターネットや携帯電話、スマートフォン等を利用したネットいじめへの対応として、情報リテラシーや情報モラル、サイバー犯罪等の研修会を実施する。
 - オ 千葉県ネットパトロールについて生徒に説明し、注意を喚起する。
 - カ 部活動において、勝利至上主義にならないよう生徒の活動全体を支援する。
- (4) 生徒・保護者への啓発活動
- ア 各学期ごとに、生徒にいじめ防止についての講話を実施する。
 - イ 学期末の保護者あて文書で、いじめに関する資料を掲載する。
 - ウ 保護者面談時にいじめに関する情報交換を行う。
- (5) 職員研修の実施
- ア 教育相談的手法の生徒指導研修会などを毎年実施する。
 - イ 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。

4 早期発見

- (1) 職員は生徒の様子に気を配り、日常の観察を通じて小さな兆候や変化、サインを見逃さないようにし、情報の共有化に努め、常に連携した取り組みを行う。
- (2) いじめについて相談することや通報することは「恥ずかしいこと」「卑怯なこと」などではないことをホームルーム等で繰り返し生徒に伝える。
- (3) 実態調査アンケートを年3回（5月・9月・1月）実施する。
 - ア いじめ行為の撲滅および抑止、早期発見を目的とする。
 - イ 内容は目撃伝聞と直接被害について確認する。
 - ウ 記名を原則とするが、無記名でもよい。
 - エ 希望する者は自宅に持ち帰り記入してもよい。回収は担任が行い、プライバシーの保護に十分注意する。
- (4) 教育相談体制の整備を図り、生徒が相談しやすい環境づくりに努め、スクールカウンセラーを活用する。また、情報交換会を定期的に開催し、問題の早期発見及び解決に努める。
- (5) 生徒との定期的な個別面談を行う。
- (6) 保護者面談時にいじめについての聞き取りを行う。
- (7) 保護者との日常的な連携を密にする。（欠席・遅刻・早退の連絡等）
- (8) 「相談ポスト」を活用し、いじめやセクハラなどすべての悩みを一元的に教育相談担当が受け付けることを広報し、生徒が気軽に悩みを相談できるようにする。
- (9) すべての教職員が連携を図り、何事も一人で抱え込まず、情報の共有化に努め、管理職への報告・連絡・相談を徹底する。

5 相談機関

- (1) 流山おおたかの森高校電話相談窓口（電話による相談の受付）
電話：04-7154-3551
担当：教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任
- (2) 千葉県子どもと親のサポートセンター
電話：043-207-6028
相談専用フリーダイヤル：0120-415-446
- (3) 24時間いじめ相談ダイヤル
電話：0570-0-78310
- (4) 子どもの人権110番（千葉法務局内 月～金 8：30～17：15）
電話：0120-007-110

6 認知した場合の対応

- (1) 教職員は常に感性を高め、気になる点があったときは問題を軽視せず、速やかに組織的に対応する。
- (2) 職員が相談を受けた場合はカウンセリングマインドを持って真摯に傾聴し、些細な兆候であっても的確に対応する。
- (3) いじめ発見時の対応

ア 関係職員に連絡、管理職に報告

<連絡・報告体制>

校長⇔県教育委員会

部活動顧問



教頭⇔生徒指導主事・教育相談コーディネーター⇔学年主任⇔担任



関係機関（警察等） 養護教諭・SC

保護者

イ 「いじめ対策委員会」の招集

ウ 事実の確認と情報の共有

- ・事実確認は原則として二人以上の職員で行う。必要に応じて養護教諭や同性の職員を配置する。
- ・当事者だけでなく、十分な配慮のもと、クラスや所属集団等の友人から情報を収集する。必要に応じて、保護者からの聴取を行う。
- ・聴取時の留意事項については別途定める。
- ・被害生徒保護の原則を重視し聴取を行う。また個人情報の取り扱いに注意する。
- ・関係生徒の保護者に連絡し、理解と協力を得る。特に被害生徒や通報者に圧力がかかることのないように配慮する。
- ・事実確認後、生徒指導主事は「いじめ対策委員会」に対し報告書を作成する。

エ 被害生徒、加害生徒等への指導方針・対応の決定

- ・事実確認後、「いじめ対策委員会」において、事案の概要、警察及び関係機関への連絡通報の有無、被害生徒・所属集団・保護者・加害生徒への対応等について検討する。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれ

があるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める等、必要に応じて外部関係機関と連携して対応する。

カ 複数の職員で、保護者への連絡にあたる。

7 指導について

- (1) 被害生徒の対応については適切な配慮を行い、状況に応じて養護教諭やスクールカウンセラー及び関係機関等と連携を図る。
- (2) 加害生徒については、自らの行為が重大なことであり、許されないことであることを理解させ、健全な人間関係を育むことができるように指導する。
あらかじめ定められた特別指導や懲戒に該当する場合は、慎重審議の上、適切にこれを行う。
- (3) 当該生徒の所属集団において、すべての生徒が集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を築くための啓発指導や防止のための共有化を積極的に行う。

8 重大事態への対処 県教育委員会への報告

学校は、いじめにより重大事態が発生した場合、県教育委員会に重大事態の発生を報告しなければならない。

(1) 重大事態についての規準

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は迅速に対応する）。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ア 学校内及び教育委員会への報告、連絡
発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
校長→学校安全保健課→教育長→知事
→指導課（二報以後の対応）
※緊急時には臨機応変に対応する。必要に応じて警察等関係機関に通報する。
- イ 以降、「認知した場合の対応」をとるが、教育委員会の指示がある場合はそれに従う。
- ウ 調査結果を教育委員会へ報告する。
- エ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- オ 警察への通報など、関係機関との連携をとる。

9 公表、点検、評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針については、ホームページで公表する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、毎年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた点検、見直しを行う。
- (3) 学校のいじめ問題に対する取組を保護者、生徒、所属職員による学校評価の項目に加える。

10 附則

- (1) この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。
- (2) この基本方針は、平成26年12月1日から改訂、施行する。